

日本労働年鑑 第54集 1984年版  
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

5 薬害スモン闘争

全面解決へあと一歩

整腸剤キノホルムを投薬されて薬害スモンに冒された被害者のたたかいは、九つの勝利判決を踏まえた「全面解決をめざす確認書」調印らい三年目にあたる一九八二年の一年の間に訴訟上の全面解決に向け大きく前進した。全国三一地裁に提訴しているスモン患者の和解による解決状況は、一九八三年六月末現在、つぎのとおりである。

原告患者総数	六四〇二人
スモン鑑定済み数	六一一人(全原告の九五%)
和解による解決数	五九六八人(全原告の九三%)

以上のとおり、全原告患者の九三%が和解により解決をみたことになり、解決率で見れば、他の公害事件と比べても群を抜いている。全面解決まで文字どおりあと一歩である。解決の内容面をみても、つぎのような指摘がなされており、大きな前進がみられる。

(1)従来は投薬証明書がとれないために解決が難しいといわれ、長い間積み残しになっていた多数の患者の大半が、鑑定でスモンと認定された。患者切り捨てを許さなかったものである。

(2)これらの患者について、被告製薬会社の抵抗を排除して、着実に和解を成立させてきた。鑑定でスモンと認められれば、投薬証明書が不十分であっても、和解を成立させる道をきりひらいてきた。

(3)以上の結果により、県単位でみると、群馬スモンの会、徳島スモンの会、千葉スモンの会の三県が一九八三年五月までに全面解決が達成された。それにひきつづいて他の県でも全面解決するところが相つづものとみられている。

被害者・弁護団・支援団体のたたかいの大きな成果

臨調・行革による弱者切り捨てのうごきのなかで、スモンのたたかいが大きな成果をかちとってきたのには、それなりの理由があった。全国各地裁で相ついでかちとった勝利判決とそれをテコにした国民的な運動とがあいまって、一〇年以上にわたるたたかいを支え、押しすすめてきたものであるが、ここ一年間を省みても、つぎのようなことが指摘されている。

(1)一人の切り捨ても許さず、全員の救済を実現するという立場から、鑑定問題の重要性を、裁判上はもとより、裁判外の運動の重点にも据えて、適切に対応し、運動を展開してきた。

(2)全国のスモン弁護団が、連絡を密にし、情報や資料を速やかに交換しつつ、協力体制を敷いて、原告一人一人の個別立証上の地道な詰め作業を徹底的におこなった。

(3)スモン被害者の全国組織である「スモンの会全国連絡協議会」を中心に、被害者、弁護団、支援団体が一体となって、重大な情勢を迎えるごとに、総決起集会などの大行動や裁判所、厚生省、製薬会社などにたいする要請・抗議行動を組み、総力をあげて要求実現のために奮闘した。

## スモン・公害センターの設立

スモン闘争の記念碑ともいべき「スモン公害センター」が、一九八三年六月、東京都新宿区新宿御苑前のマンション〇階部分に設立された。これは、主に、スモン東京原告団と同弁護団が、スモン訴訟において被告製薬会社からかちとった訴訟遂行費用をセンターの基金にして、設立にこぎつけたものである。

スモン闘争の勝利は、イタイイタイ病、新潟・熊本の水俣病、四日市公害などの公害闘争がきりひらいてきた成果を受けつぎ、それを踏まえてかちとられたものであるところから、センターは、スモンと公害の運動の共同の拠点となり、被害者の交流の拠点となることが要請された。

被害者救済、恒久対策の実現、公害・薬害の根絶を目的にしたセンターの活動が期待されている。

## ねつ造データで新薬申請の日本ケミファ事件

医薬品メーカー「日本ケミファ」で、臨床実験もせずに、ねつ造データを使って、医薬品の製造承認申請をおこない、厚生省から新薬の製造承認を受け、大量販売していた事実が、一九八二年一月、明るみに出て、大きな社会問題となった。その薬品名は、鎮痛消炎剤「ノルベダン」、鎮痛消炎剤「シンナミン」、血圧降下剤「トスカーナ」など。しかも、「シンナミン」では、副作用により九年前に三人も死亡していたことも明らかになった。

これにたいし、厚生省は、これらの新薬の承認を取り消したうえ、同年一二月七日、「日本ケミファ」を八〇日間にのぼる全医薬品の製造・輸入業務停止処分にすることを決め、同社に通告した。八〇日間の業務停止という行政処分は、東証一部上場の中堅製薬メーカーとしては、史上最高のものであった。

また、一九八三年三月には、昭和大学薬学部が医薬品メーカー「明治製菓」から委託された医薬品(消化酵素製剤エクセラゼ)の動物実験データを改ざん・ねつ造していた事実も明るみに出た。

これらの事件は、薬害スモン事件の教訓がいまだに生かされていないことを示した。薬害スモンは、薬の安全性を無視して利潤追求に走る製薬企業の姿勢と、製薬企業に癒着して、国民の生命・健康を守る立場からきびしく製造承認申請をチェックすることをしないずさんな薬事行政とが、薬害を多発させる元凶であることを教えたはずであった。製薬企業の体質、厚生省の薬事行政の姿勢、中央薬事審議会の医薬品製造承認申請にたいするチェックのあり方、薬事法上の問題点など、さまざまな教訓を今回の事件が再び教えた。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

